

医療創生大学大学院学則

平成4年4月1日

制 定

第1章 総則

(目的)

第1条 医療創生大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

(構成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。

理工学研究科

人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

理工学研究科	修士課程	物質理学専攻 物理工学専攻
	博士課程	物質理工学専攻
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻 英米文学専攻 社会学専攻 臨床心理学専攻
	博士課程	日本文学専攻

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ケ年とする。

本大学院修士課程に4ケ年を超えて在学することはできない。

本大学院各研究科博士課程の修業年限は3ケ年とする。

本大学院博士課程に6ケ年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第5条 本大学院研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
理工学研究科	修士課程	物質理学専攻	7名	14名
		物理工学専攻	7名	14名
	博士課程	物質理工学専攻	2名	6名
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻	5名	10名
		英米文学専攻	5名	10名
		社会学専攻	5名	10名
		臨床心理学専攻	10名	20名
	博士課程	日本文学専攻	2名	6名

第2章 教員組織

(教員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専攻主任
- (3) 研究科委員会の議を経て学長が委嘱する教授

2 前項第2号のほか、専攻副主任を置くことができる。

3 第1項第3号のほか、研究科委員会の議を経て学長が委嘱する准教授、講師、助教、客員教授を置くことができる。

第3章 研究科委員会

(組織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、各研究科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教を以て組織する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 研究科委員会の運営については、別に定める。

(審議事項)

第8条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

3 第1項第3号及び前項に定める事項については、研究科委員会運営細則に定める。

(連合委員会)

第9条 学長が必要と認めたとき、連合の研究科委員会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価運営委員会の規定の定めるところによる。

第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて、前学期(自4月1日、至9月21日)、後学期(自9月22日、至翌年3月31日)とする。

2 学長は必要により学期の開始終了について、変更することができる。

(休日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで
- (4) 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の理工学研究科、人文学研究科各専攻修士課程・博士課程の授業科目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

(履修要件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目の申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに、大学院事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ当該研究科委員会が認める場合は、所定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修させることができる。

2 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該他の大学と協議の上、授業科目の履修及び研究指導を受けることができる。

3 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学することが教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、あらかじめ当該外国の大学等と協議の上、留学することができる。

4 留学の期間は、1年に限り在学年数に算入することができる。

5 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

6 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は10単位までとする。

(教職課程)

第18条 本大学院修士課程において、教育職員免許状(各種専修免許状)を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目の中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。ただし、各種教諭一種免許状の取得資格を有するものに限る。

(免許状の種類)

第19条 本大学院修士課程において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

(1) 理工学研究科

物質理学専攻 中学校教諭専修免許状(理科)

高等学校教諭専修免許状(理科)

物理工学専攻 高等学校教諭専修免許状(工業)

(2) 人文学研究科

日本文学専攻 中学校教諭専修免許状(国語)

高等学校教諭専修免許状(国語)

英米文学専攻 中学校教諭専修免許状(英語)

高等学校教諭専修免許状(英語)

社会学専攻 中学校教諭専修免許状(社会)

高等学校教諭専修免許状(公民)

(公認心理師)

第20条 本大学院修士課程において、公認心理師の受験資格を受けようとする者は、別表第4に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第21条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あるいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第22条 試験の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の試験成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、及びCは69点から60点とし、59点以下はFとする。

3 前各項の規定にかかわらず、他大学院等において習得した単位を認定する場合は、Tで表す。

4 学位論文の成績の評価の方法は、研究科委員会で定める。

5 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(論文提出と研究計画の承認)

第23条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその研究計画書を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第24条 修士及び博士の学位論文は、正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

第25条 修士及び博士の学位論文は、在学期間中に提出せしめ、又審査を終了するものとする。

(論文の審査)

第26条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査委員会がこれにあたる。

2 論文の審査基準については、別に定める。

(審査の報告)

第27条 審査委員会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

(最終試験)

第28条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

第29条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、当該研究科委員会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

第30条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士課程を修了するためには、3年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について、物質理工学専攻では16単位以上、日本文学専攻では14単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(1) 第32条2項3号に定める入学資格により、物質理工学専攻へ入学した者においては、専攻の定める所要授業科目の16単位に加え、物質理学専攻(修士課程)並びに物理工学専攻(修士課程)の定める所要授業科目のうち、14単位以上を修得しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものと研究科委員会において認められた場合には、1年以上在学すればたりるものとする。

4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

第31条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学学位規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第32条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者
- (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者
- (4) 本大学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者

2 本大学院の博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
- (3) 本大学において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

第34条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) その他大学が必要と認めた書類

2 本大学院の博士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

第35条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第36条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人、副保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第37条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第38条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1ヶ年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ヶ年をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終ったときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第39条 前条第1項により休学を許可された者(以下「休学者」という。)は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第40条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込がないと認められる者
- (2) 所定の学費を納入しない者
- (3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
- (4) 博士課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

第42条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第45条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学費

(学費)

第43条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。
- 3 授業料、施設拡充費は、所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。
- 4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。
- 5 博士課程に3年以上在学し、学位論文を作成するために引き続き在学する者は、学位取得候補生と称し、別表第3に定める学位論文指導料を納めなければならない。
- 6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。
- 7 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰則)

第45条 本大学院学生にして、学生の本分に反する行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍、退学処分が付される。

- 2 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委託生)

第46条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することがある。

(聴講生)

第47条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聴講を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第48条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生は収容定員外とすることがある。

第49条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)は平成15年度以前の入学生についても適用する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については、別表第 3（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 21 条に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 研究科専攻の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 理工学研究科

研究科	<p>修士課程（物質理学専攻および物理工学専攻）および博士課程（物質理工学専攻）を有する大学院理工学研究科は、本学の教育理念・目的を根本に据え、学士課程の専門分野で培った力を発展させ、より深い知識と技術、さらに優れた研究開発能力を身につけ、理学と薬学さらに工学を統合した科学技術による先端的分野の開拓に挑戦できる、時代と地域社会の要請に対応しうる研究者・技術者を養成することを目的とする。</p> <p>わが国はこれまでに先端的な基礎科学と応用技術を生み出し社会に貢献してきた。今後一層の技術革新が望まれるなか、本学の学士教育では基礎力の充実に重点をおいてきたが、研究開発の現場ではより深い学識と創造力・研究開発力をそなえた研究者・技術者が必要とされてきている。大学院修了者の活躍こそが、今後の技術革新に不可欠な要素である。さらに最近の先端研究は、異分野間の未踏の境界領域に設定されることが多く、理学と薬学さらに工学それぞれが、これまで以上に融合し進展した科学技術を必要としている。本理工学研究科ではこれに応えるべく、修士課程に理学・薬学系の「物質理学専攻」と工学系の「物理工学専攻」の2専攻を設けている。</p> <p>本理工学研究科には、修士課程の物質理学専攻と物理工学専攻の2専攻の上に博士課程の「物質理工学専攻」を置いている。修士課程における理学・薬学系の物質理学専攻と工学的系の物理工学専攻の目的と志向を博士課程においてはさらに強く求め、理学・薬学と工学が融合した研究を期している。理学的研究は、本来真理の探究という動機に基づくものであるが、本学の博士課程では、これによって得たものを自然科学の発展と人類の進歩に還元しようとするもうひとつの目的を重要視して理学・薬学さらに工学が融合した専攻としている。</p>	
専攻	物質理学専攻 (修士課程)	<p>物質理学専攻は、生命科学と薬学を基盤として、環境生物学から動物行動、さらに創薬を目指した分子計測と設計、薬理、化学療法まで、幅広い分野についての基礎を身につけながら、物質の分子レベルでの構造と機能に関する深い知識と研究能力を備えた研究者・技術者を養成することを目的とする。</p> <p>物質理学専攻の研究領域は、分析化学から生命科学、動植物学、さらに薬理、療法まで多岐にわたるが、生命科学と薬学の視点から、地球上に生きる生物や植物の生態から生命活動に関わる因子の機能と作用、さらにそれらの分子レベルでの制御メカニズムを探求する。</p>
	物理工学専攻 (修士課程)	<p>今日、ハード、ソフトウェア両面での、電子工業、機械工業の進歩は著しく、その影響は産業構造の質的な変革にまで及びつつある。この変革のための自主技術の開発は、わが国をめぐる厳しい国際環境の中でますます求められている。物理工学専攻は、電子情報科学、電子工学、および機械工学の学士課程での基礎教育のもとに、より高度な理論と応用の手法を修得させ、基礎と応用の織りなす多元的な研究に接することを通して、高度情報化社会に不可欠なエレクトロニクス、情報、生産、エネルギー技術の発展に貢献しうる、確かな基礎力と幅広い応用力を持つ研究者・技術者を養成することを目的とする。</p> <p>物理工学専攻の研究領域は、電子・機械分野での新素材開発や評価、コンピュータサイエンスを機軸とした先進的な画像処理などがあり、先端技術に係わる研究課題に積極的に取り組む。</p>
	物質理工学専攻 (博士課程)	<p>博士課程物質理工学専攻では、物質の基礎と応用に立脚した教育・研究を行う。理学・薬学と工学の融合を重要視し、工学的素養を持った理学色の強い研究者、理学および薬学的素養を持った工学色の強い研究者の養成を目的とし、確かな技術力と豊かな創造性を兼ね備え、学術探求と社会の発展に貢献できる研究者および高度専門的技術者を育成することを目的とする。</p> <p>博士課程では、設定された研究課題について指導教員および研究関連教員のセミナーや研究会、さらに学会活動へ積極的に参画しながら研究課題の推進に専念する。</p>

(2) 人文学研究科

研究科	<p>修士課程（日本文学専攻、英米文学専攻、社会学専攻および臨床心理学専攻）および博士課程（日本文学専攻）を有する大学院人文学研究科は、本学の教育理念・目的を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、地域社会はもとより、世界の平和と文化の進展に貢献できる研究者、および高度な専門的職業人を養成することを目的とする。より具体的には、人文科学に共通する人間の思想や感情につき、その背景となる社会現象や、文化全般にわたる理解を深めさせ、現代日本の進展に寄与することを使命とする。</p>	
専攻	日本文学専攻 (修士課程)	<p>学士課程における学修と研究の基盤の上に、より専門的であるとともに、基礎的な面の教育にも配慮しつつ、日本文学を研究することを目的とする。科目を「特殊講義」「特殊研究」「演習」の三種に大別し、この科目名のもとに、古代文学、中世文学、近代文学、和歌文学、日本語学、漢文学の講義と演習を配置する。特殊講義と特殊研究は隔年開講を原則とする。教授者は専任の教授者の他に、学外からも専門性に優れた教授を招き、講義内容の充実に努める。</p> <p>学生にとって重要なことは、より専門性を高め、あわせて基礎力を高めることである。このために授業科目は論文指導教授の指導のもとに選択する。また演習については、論文指導教授の担当する演習を選択する。</p>
	英米文学専攻 (修士課程)	<p>英米文学専攻では、英米の文学・文化・言語をより深く研究し、高い専門性が求められる職業を担うとともに、広く社会に知的貢献のできる人材の育成を教育目的とする。この目的を達成するために、各自の専攻領域における専門的知識を深め、課題を発見し主体的に解決する実践的能力を養う。さらに、高い英語運用能力と、客観的分析や考察に基づく論理的な表現力を身につけることを目指す。</p> <p>1年次から専門教員の個人的指導のもとで各自の研究を開始することになるが、それと同時に、専門領域以外のさまざまな分野にも積極的に取り組むことが強く求められる。これは、本専攻の修了者が、専門の知識だけでなく、幅広い教養を備えた、一般社会にとっても有用な人材に成長することを切望するからである。また本専攻で学ぶ者には、修了後、英語教員になることを目指す者が少なくない。本専攻は、そのような進路希望にも対応するカリキュラム上の配慮を行っている。</p>
	社会学専攻 (修士課程)	<p>社会学専攻は、当該分野の専門的職業人や研究者として長きにわたって活動しうる専門的な知識およびスキルを修得する大学院として、学部で学んだ社会学および社会福祉学を学生がさらに深め、高度に研究することを目指している。同時に、社会福祉分野の社会人向け大学院としても、十分な機能を果たすことを目指している。</p> <p>学生が研究できる分野は、各教員の専門分野とその周辺分野として、「社会学史」「公共哲学」「教育社会学」「地域社会学」「家族社会学」「社会福祉学」などであり、優れた当該成果により修了者は、専門的研究者だけでなく、また職業人としても、有為な人材に育つことが期待される。</p>
	臨床心理学専攻 (修士課程)	<p>臨床心理学専攻は、学部における心理学的教養の上に臨床心理学に関する学識を身につけ、高度な専門的研究ならびに実践の能力を養うことを目的としている。具体的には臨床心理士の養成を目指して、(公財)日本臨床心理士資格認定協会の基準を参照し、カリキュラムを編成した。実習を通して心理臨床の実務など実践的な能力を身につけることを中軸に、心理学研究の方法論を学ぶほか、基礎心理学の各領域にわたる科目をバランスよく整備し、基本的な心理学的素養の育成をはかるよう内容の充実に努めている。</p> <p>このような教育体制によって、人間理解の広い視野と確実な学識に裏付けられた実践能力の高い心理臨床の専門家を養成することを目的としている。</p>
	日本文学専攻 (博士課程)	<p>修士課程における学修と研究の基盤の上に、より専門性を高めることを目的とする。科目を「特講」「特殊演習」の二種に大別し、この科目名のもとに、修士課程よりも高度な古代文学、中世文学、近代文学、和歌文学、日本語学、漢文学の講義と演習を配置する。教授者は専任の教授者の他に、学外からも専門性に優れた教授を招き、講義内容の充実に努める。</p> <p>博士課程の学生には、博士論文の作成のために、研究テーマを明確に定め、研究方法を確立することが求められる。</p>

別表第2 大学院教育課程表

(1) 理工学研究科

課程 専攻	修士課程				備考
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
物質理学専攻	物質理学特別研究Ⅰ	6			論文指導特別研究Ⅰ、Ⅱ及び研究 講読Ⅰ、Ⅱで行なう。
	物質理学特別研究Ⅱ	6			
	物質理学研究講読Ⅰ	2			
	物質理学研究講読Ⅱ	2			
	物理化学特論		2		
	生体機能特論		2		
	生体物質特論		2		
	物質構造特論		2		
	地球環境科学特論		2		
	物質理学特別講義		2		
	生命科学特論Ⅰ		2		
	生命科学特論Ⅱ		2		
	天然物化学特論		2		
	行動生理学特論		2		
	有機化学特論		2		
	生化学特論		2		
化学計測学特論		2			
構造生物学特論		2			
計		16	28		

課程 専攻	修士課程				授業科目
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
物理工学専攻	物理工学特別研究Ⅰ	6			論文指導特別研究Ⅰ、Ⅱ及び研究 講読Ⅰ、Ⅱで行なう。
	物理工学特別研究Ⅱ	6			
	物理工学研究講読Ⅰ	2			
	物理工学研究講読Ⅱ	2			
	感性工学特論		2		
	応用計測学特論		2		
	機能解析学特論		2		
	材料工学特論		2		
	情報工学特論		2		
	科学研究法特論Ⅱ		2		
	科学研究法特論Ⅰ		2		

物理的エネルギー特論	2		
電気生理学的評価法特論	2		
超音波イメージング特論	2		
情報ネットワーク特論	2		
物理工学特別講義	2		
バイオメカニクス特論	2		
数理工学特論	2		
計	16	28	

課程 専攻	修士課程				
	授業科目	単位数			授業科目
		必修	選択	自由	
物質理工学専攻	物質理工学特別講読Ⅰ	2			※特別講読・特別研究とも、Ⅰを履修した上でⅡを履修すること。 ※修得すべき単位数は16単位以上で、かつ指導教員による研究指導を必ず受けること。
	物質理工学特別講読Ⅱ	2			
	物質理工学特別研究Ⅰ	6			
	物質理工学特別研究Ⅱ	6			
計		16			

(2) 人文学研究科

課程 専攻	修士課程				
	授業科目	単位数			授業科目
		必修	選択	自由	
日本文学専攻	日本文学特殊講義Ⅰ		4		論文指導は日本文学演習Ⅱ、Ⅳ、Ⅵ、Ⅶ及び日本語演習Ⅱで行う。
	日本文学特殊講義Ⅱ		4		
	日本文学特殊講義Ⅲ		4		
	日本文学特殊講義Ⅳ		4		
	日本語学特殊講義Ⅰ		4		
	日本語学特殊講義Ⅱ		4		
	漢文学特殊講義		4		
	日本文学特殊研究Ⅰ		4		
	日本文学特殊研究Ⅱ		4		
	日本文学特殊研究Ⅲ		4		
	日本文学特殊研究Ⅳ		4		
	日本文学特殊研究Ⅴ		4		
	日本語学特殊研究Ⅰ		4		

日 本 語 学 特 殊 研 究 II	4		
日 本 文 学 演 習 I	2		
日 本 文 学 演 習 II	2		
日 本 文 学 演 習 III	2		
日 本 文 学 演 習 IV	2		
日 本 文 学 演 習 V	2		
日 本 文 学 演 習 VI	2		
日 本 文 学 演 習 VII	2		
日 本 文 学 演 習 VIII	2		
日 本 語 学 演 習 I	2		
日 本 語 学 演 習 II	2		
計	76		

課 程 専 攻	修 士 課 程				
	授 業 科 目	単 位 数			授 業 科 目
		必 修	選 択	自 由	
英米文 学専攻	英 米 文 学 特 殊 講 義 I		4		論文指導演習科目で行う。
	英 米 文 学 特 殊 講 義 II		4		
	英 米 文 学 特 殊 講 義 III		4		
	英 米 文 学 特 殊 研 究 I		4		
	英 米 文 学 特 殊 研 究 II		4		
	英 米 文 学 特 殊 研 究 III		4		
	英 米 文 学 演 習 I		2		
	英 米 文 学 演 習 II		2		
	英 語 学 特 殊 講 義		4		
	英 語 学 特 殊 研 究		4		
	英 語 学 演 習 I		2		
	英 語 学 演 習 II		2		
	英 米 文 化 演 習 I		2		
	英 米 文 化 演 習 II		2		
	応 用 言 語 学 特 殊 講 義		4		
	応 用 言 語 学 特 殊 研 究		4		
	応 用 言 語 学 演 習 I		2		
	応 用 言 語 学 演 習 II		2		
	古 典 文 学 特 殊 講 義		4		
	英 米 文 化 特 殊 講 義		4		
英 米 文 化 特 殊 研 究		4			
英 語 教 育 学 特 殊 講 義		4			
計		72			

課程 専攻	修士課程				授業科目
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
社会学専攻	社会学特殊講義		4		論文指導は演習科目で行う。
	公共哲学特殊講義		4		
	社会学史特殊講義		4		
	地域社会学特殊講義		4		
	教育社会学特殊講義		4		
	文化人類学特殊講義		4		
	社会福祉学特殊講義		4		
	精神保健福祉特殊講義		4		
	家族社会学特殊講義		4		
	社会学特殊研究		4		
	公共哲学特殊研究		4		
	社会学史特殊研究		4		
	地域社会学特殊研究		4		
	教育社会学特殊研究		4		
	文化人類学特殊研究		4		
	社会福祉学特殊研究		4		
	精神保健福祉特殊研究		4		
	家族社会学特殊研究		4		
社会学特殊演習Ⅰ	2				
社会学特殊演習Ⅱ	2				
計	4	72			

課程 専攻	修士課程				授業科目
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
臨床心理学専攻	臨床心理学特論	4			指導員による論文指導は、特に授業時間を設けて行う。
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2			
	臨床心理面接特論Ⅱ	2			
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理アセスメントに関する理論と実践)	2			
	臨床心理査定演習Ⅱ	2			
	臨床心理基礎実習	4			
	臨床心理実習Ⅰ (心理実践演習)	2			
	臨床心理実習Ⅱ	2			
	臨床心理学研究法特論		2		
	臨床心理学関連行政論		2		
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2		
	心理学統計法特論		2		
	人格心理学特論		2		
	発達心理学特論Ⅰ		2		
	発達心理学特論Ⅱ		2		
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2		
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2		
	臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2		
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2		
	投映法特論		2		
	心理療法特論		2		
	臨床睡眠学特論		2		
	リハビリテーション		2		

心 理 学 特 論	2		
臨 床 動 作 法 特 論	2		
心 理 学 特 殊 研 究	2		
臨 床 心 理 学 特 殊 研 究	4		
表 現 療 法 特 論	2		
産 業 心 理 学 特 論	2		
(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)			
健 康 心 理 学 特 論	2		
(心の健康教育に関する理論と実践)			
計	20	44	

課程 専攻	修 士 課 程				授 業 科 目
	授 業 科 目	単 位 数			
		必 修	選 択	自 由	
日 本 文 学 専 攻	日 本 文 学 特 講 I (古 典 文 学)		4		※選科目から8単位以上修得すること。 ※必修科目においては、研究指導教員の科目を順次履修し、6単位修得すること。 ※修得すべき単位は14単位(特講8単位、演習6単位)以上で、かつ指導教員による研究指導を必ず受けること。
	日 本 文 学 特 講 II (古 典 文 学)		4		
	日 本 文 学 特 講 III (近 代 文 学)		4		
	日 本 文 学 特 講 IV (近 代 文 学)		4		
	日 本 語 学 特 講 I (日 本 語 学)		4		
	日 本 語 学 特 講 II (日 本 語 学)		4		
	漢 文 学 特 講 (漢 文 学)		4		
	日 本 文 学 特 殊 演 習 I	2			
	日 本 文 学 特 殊 演 習 II	2			
日 本 文 学 特 殊 演 習 III	2				
計	6	28			

別表第3 学費

修士課程

入 学 金	(理工学研究科)	280,000 円
	(人文学研究科)	250,000 円

ただし、学校法人明星学苑、学校法人医療創生大学が設置する大学からの進学者に関しては、入学金を免除する。

(単位：円)

研 究 科	理 工 学 研 究 科		人 文 学 研 究 科	
	修 士 課 程		修 士 課 程	
年 次	1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次
授 業 料	350,000	350,000	290,000	290,000
施 設 拡 充 費	130,000	130,000	100,000	100,000
合 計	480,000	480,000	390,000	390,000

博士課程

入 学 金	(理工学研究科)	280,000 円
	(人文学研究科)	250,000 円

ただし、学校法人明星学苑、学校法人医療創生大学が設置する大学からの進学者に関しては、入学金を免除する。

(単位：円)

研 究 科	理 工 学 研 究 科			人 文 学 研 究 科		
	博 士 課 程			博 士 課 程		
年 次	1 年 次	2 年 次	3 年 次	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授 業 料	350,000	350,000	350,000	290,000	290,000	290,000
施 設 拡 充 費	130,000	130,000	130,000	100,000	100,000	100,000
合 計	480,000	480,000	480,000	390,000	390,000	390,000

在籍料 (休学者)

修士課程

(単位：円)

研究科	理 工 学 研 究 科		人 文 学 研 究 科	
課 程	修 士 課 程		修 士 課 程	
年 次	1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次
半期在籍料	24,000	24,000	19,500	19,500
年間在籍料	48,000	48,000	39,000	39,000

博士課程

(単位：円)

研究科	理工学研究科			人文学研究科		
課程	博士課程			博士課程		
年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
半期在籍料	24,000	24,000	24,000	19,500	19,500	19,500
年間在籍料	48,000	48,000	48,000	39,000	39,000	39,000

審査料等

イ 本学大学院博士課程を経た者 50,000 円

ロ 本学大学院博士課程を経ない者 250,000 円

学位論文指導料 150,000 円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴講生	登録料	10,000 円
	聴講料	1 単位につき 6,250 円
科目等履修生	登録料	10,000 円
	聴講料	1 単位につき 10,000 円 * 本学卒業生は上記の半額
研究生	研究指導料	理工学研究科 200,000 円
		人文学研究科 150,000 円

別表第4 公認心理師関連科目

授業科目	必修科目の 単位数	選択科目の単位数	配当学年
臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		1
学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		1
産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		1
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2		1
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践)	2		1・2
健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		1・2
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習)※	2		2
計	20		

※心理実践実習の時間は450時間以上とする。実習において担当ケース(心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等)に関する実習時間は計270時間以上(うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上)とする。